

2 分野別の高齢社会対策

1 就業・所得

(1) 高齢者の雇用・就業の機会の確保

ア 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保

高年齢者雇用アドバイザーの相談・助言活動及び高齢者の雇用確保に適した雇用管理制度の普及推進等を引き続き行う。

また、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を行った事業主に対して助成する継続雇用定着促進助成金の支給を行う。

公務部門においては、高齢者雇用を促進するため、平成13年度から導入された新たな再任用制度の積極的な活用に努める。

イ 中高年齢者の再就職の援助・促進

公共職業安定所を中心に、高齢者に対する職業相談、職業紹介等の充実、求人確保等を引き続き行っていく。

また、都道府県が策定する地域求職活動援助計画の下、地域の経済団体と連携し、高齢者の能力を有効に活用できる多様な職域の開発を促進する事業を実施する。

さらに、定年・解雇等によって離職が予定されている高齢者等のうち、離職後再就職を希望する者に対しては、事業主が離職する前から再就職援助計画を作成し、求人開拓など再就職援助を行うよう周知・啓発を図る。また、一定の再就職援助措置を講じた事業主に対して助成する在職者求職活動支援助成金、企業グループ内の中高年齢者を受け入れる事業主に対して助成する移動高齢者等雇用安定助成金等の支給を行う。

そのほか、高年齢者職業相談室を市区町村の庁舎施設内等に設置し、高年齢者を対象として、地方公共団体が行う生活相談との密接な連携を図りつつ、職業相談、職業紹介や、求人者に対す

る雇用相談等を新たに行う。

ウ 多様な形態による雇用・就業機会の確保

高年齢者職業経験活用センターにおいて、職業経験を通じて得られた知識、技能の活用を図ることができる短期的な雇用による就業機会の提供を促進する。

また、定年退職後等に、臨時的かつ短期的な就業等を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材センター事業について、市区町村との連携の下、地域社会における高齢者の生活を支えるサービスの提供などにより、高齢者の就業機会の増大を図る。

さらに、高齢期雇用就業支援コーナーにおいて、主に在職中の中高年齢者に対して、高齢期においても就業を継続できるのに必要なキャリア・技能の向上を図っていくための職業生活設計を行うことを支援し、情報提供や就業相談等を行う。

また、今後の少子高齢化の進展に備える観点から、女性や高齢者の雇用及び多様な産業の創出を図るために、女性や高齢者が中心となった市民活動等のビジネス化を後押しするためのモデル事業を開始し、その普及に努める。

エ 起業の支援

高齢者起業家の資金調達を補完するため、高齢者(55歳以上の者)のうち新規開業しておおむね5年以内の者に対し、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫による優遇金利の適用、また、中小企業金融公庫による担保徴求の一部免除を行い、新規産業、雇用の創出の促進を図る。

また、高齢者が自らの職業経験等を活用し、共同して継続的な雇用・就業機会を創出した場合に助成する高年齢者共同就業機会創出支援事業を

実施する。

オ 年齢にかかわらず働ける社会の
実現に向けた取組

募集・採用における年齢制限緩和に係る指針の積極的な周知・広報を行うとともに、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、当該社会の在り方やそのための条件整備について、「年齢にかかわらず働ける社会に関する有識者会議」において検討を進める。

(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮

ア 勤労者の職業生活の全期間を通じた
能力の開発

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及び「第7次職業能力開発基本計画(計画期間:平成13~17年度)に基づき、労働市場が的確に機能するインフラストラクチャーとして、労働者のキャリア形成支援システム、職業情報等の労働市場に関する情報提供システム、職業能力を適正に評価するシステム、労働者が多様な訓練を受けることができるシステムの整備等を推進する。

また、公共職業能力開発施設において高年齢者向け訓練科の増設を行う。

イ ゆとりある職業生活の実現等

政府目標である「年間総実労働時間1,800時間の達成・定着」に向け、所定外労働の削減と年次有給休暇の取得促進に重点を置き、労働時間の短縮に引き続き取り組む。

また、勤労者のボランティア活動への参加促進を図る勤労者マルチライフ支援事業やリフレッシュ休暇制度の普及促進活動等の勤労者リフレッシュ対策を推進する。

ウ 雇用・就業における女性の能力発揮

雇用の分野については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)及び「男女雇用機会均等対策基本方針(運営期間:平成12~16年度)等に基づき、男女雇用機会均等確保対策を推進する。

また、「農山漁村男女共同参画推進指針(平成11年11月農林水産省)を踏まえ、女性が対等なパートナーとして男性とともに農業経営及びそれに関連する活動に参画していくことのできる社会の実現に向けた施策を推進する。

エ 職業生活と家庭生活との
両立支援対策の推進

(ア) 職業生活と家庭生活との

両立のための制度の一層の定着促進

改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に基づき、引き続き労働者の仕事と育児・介護との両立を支援する施策を推進する。

(イ) 職業生活と家庭生活との

両立支援事業

職業生活と家庭生活との両立支援事業として、育児休業・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備、育児、介護等のために退職した者等に対する再就職支援を行う。

オ 多様な勤務形態の環境整備

(ア) 多様な働き方を選択できる環境の
整備

パートタイム労働対策については、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)及び「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(平成5年労働省告示第118号)の周知・徹底を図

る。

(イ) 情報通信を活用した

遠隔型勤務形態の開発・普及

テレワーク 企業に雇用されている者が情報通信を活用して行う遠隔型勤務形態(在宅勤務、サテライトオフィス勤務等)に関し、その普及促進に向け、テレワーク普及事業の推進等を行う。

また、SOHQ(スモールオフィス、ホームオフィス: 独立自営型の在宅就業等)の普及促進を図るため、SOHO等の普及に資する高度な情報通信システムの開発、SOHOと発注者を結ぶ仲介機関(在宅就業者に対し、在宅就業に関する情報提供等を行う民間機関)に関する情報の収集・提供等総合的な施策を実施する。

そのほか、テレワーク・SOHOを行うための環境整備を図るため、テレワーク・SOHOの施設整備に対し、日本政策投資銀行等による融資を実施する。

(3) 公的年金制度の安定的運営

ア 持続可能で安定的な

公的年金制度の確立

公的年金制度が国民の老後を確実に支える役割を将来にわたって果たしていくことができるよう、公的年金制度の基本的な考え方や重要性について国民、特に若い世代の理解と合意を得るため、年金週間(11月6~12日)等において、その広報を行い、普及を図る。また、徹底した収納対策を講じる。

また、将来にわたって持続可能で安心できる制度を確立するため、平成16年までに行うこととなっている次期財政再計算に向けて、引き続き、社会保障審議会年金部会において制度全般にわたる検討を進める。

さらに、国民年金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第18号)附則第2条の規定に基づき、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上

げについて、安定した財源確保のための具体的方策と一体として検討を行う。

イ 個人のライフスタイルの選択に中立的な公的年金制度の構築

パートタイム労働者の増加など就業形態の多様化や女性のライフスタイルの変化などに対応した制度を構築する観点から、平成16年までに行うこととなっている次期財政再計算に向けて、「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえ、標準的な年金(モデル年金)の考え方、短時間労働者等に対する厚生年金適用等について検討を進める。

ウ 公的年金制度の一元化の推進

「公的年金制度の一元化の推進について(平成13年3月16日閣議決定)に則し、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化など統一的な枠組みの形成の推進を基本に、公的年金制度の一元化の更なる推進を図る。

(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援

ア 企業年金制度等の整備

少子高齢化の一層の進展を踏まえ、国民の老後の所得確保の一層の充実が図られるよう、平成13年10月に施行された確定拠出年金及び14年4月から施行される確定給付企業年金の普及を図る。

イ 退職金制度の改善

企業における退職金制度について、高齢化の進展に伴う退職者の増加、産業構造の変化等による労働移動の増加等に対応した制度の在り方について検討する。

また、社外積立型の制度の導入をする等の改善を促進するとともに、中小企業が退職金制度を導

入するのを支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進等の施策を推進する。

ウ 高齢期に備える資産形成等の促進

自助努力による高齢期に備える資産形成を促進するため、金融商品の開発、各種金融サービスの充実等を進めるとともに、勤労者財産形成貯蓄制度の活用により勤労者の計画的な財産形成を促進する。

金融商品の開発及び各種金融サービスの充実に関しては、寝たきりの高齢者等要介護者を抱えた家庭の経済的負担を軽減するため、要介護者が預入れする定期郵便貯金の金利の優遇等を行

う。

勤労者財産形成貯蓄制度に関しては、財形貯蓄活用給付金・助成金制度により勤労者の自助努力の支援を行うとともに、制度の普及促進を図る。

また、都道府県社会福祉協議会において、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行う制度(長期生活支援資金)を創設する。

さらに、高齢者の財産管理の支援等に資する痴呆高齢者等の権利擁護のための成年後見制度について周知する。

2 健康・福祉

(1) 健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯にわたる健康づくりについては、その法的基盤の整備を図り、国民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指す「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を更に推進する。また、「食生活指針の推進について(平成12年3月閣議決定)等に基づき、健康づくりに資する食生活の実現を図る。

イ 健康づくり施設の整備等

老人保健や母子保健など住民に身近で利用頻度の高いサービスは市町村保健センター等を拠点として市町村が一元的に提供し、専門的・技術的サービスは保健所で提供する。

また、健康を増進するための民間サービスの振興については、一定の要件を満たした民間の運動施設及び温泉利用施設を健康増進施設として認定する制度を実施する。

さらに、健康づくりを総合的に推進するため、海

岸浴のための施設や健康増進施設等と連携した利用しやすい海岸づくりを行うほか、散歩や散策によって健康づくりができるよう歩行者専用道等の整備を図る。

また、健康づくりのための機能を備えた水辺空間の整備など、自然との触れ合いの中で健康づくりができるよう、必要な施設等の整備等を推進する。

健康福祉の観点からの都市づくりを推進するため、いきいきふれあい公園等の整備を行う。

そのほか、「森林・林業基本計画(平成13年10月閣議決定)に基づき、健康づくりに資する森林の整備と利用を推進する。

ウ 介護予防の推進

介護予防・生活支援事業として、市町村が地域の実情に応じて高齢者等の生活支援、在宅高齢者の介護予防・生きがい活動支援等の事業を選択して実施する場合に補助を行い、平成14年度からは、近隣者、ボランティア等による痴呆性高齢者の見守りや話し相手のための訪問を行う事業等

を、新たに補助対象として追加する。

(2) 介護保険制度の着実な実施

介護を国民皆で支え合うことにより要介護高齢者等の自立を支援する制度として創設された介護保険制度について、引き続き着実な実施を図る。

また、平成15年4月からの第2期事業期間に向け、各地方公共団体におけるサービス基盤整備や保険料の水準を決める基礎となる介護保険事業計画の見直しの支援を行うとともに、介護報酬の見直しについて検討を進める。

(3) 介護サービスの充実

ア 必要な介護サービスの確保

地方公共団体における介護保険事業計画等の状況を踏まえ、「ゴールドプラン21」に基づき、要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を引き続き進める。

平成14年度予算においては、特別養護老人ホームを1万3,000人分、介護老人保健施設を7,000人分、ケアハウスを3,700人分、短期入所生活介護(ショートステイ)を5,000人分、通所介護(デイサービス)を1,000か所、痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)を500か所、訪問看護事業所(訪問看護ステーション)を1,000か所などの整備を見込んでいる。

イ 介護サービスの質の向上

介護サービスの利用を支援する介護支援専門員の支援体制の強化を図り、地域の実情に応じたケア体制(ケアチーム)の構築支援等によりケアマネジメントの質の向上を目指すため、平成14年度から、介護支援専門員に対する指導助言や関係機関との連絡調整等を行うケアマネジメントリーダーの養成及び活動支援を実施するほか、現任研修を行う。

また、訪問介護員についても3級課程修了者を対象とした2級課程研修に加え、日々の業務におい

て直面する個別の問題に対応したテーマ別の研修、最適な訪問介護計画の作成・展開技術を身に付けるための研修など地域の訪問介護サービスの状況に応じた研修を実施する。

さらに、入居者の生活の場である特別養護老人ホームについて、質の高いサービスを提供していくため、従来の4人部屋を主体とする居住環境を抜本的に改善し、全室個室・ユニットケアを特徴とする新型の特別養護老人ホームの整備を新たに推進する。

そのほか、特別養護老人ホーム等において身体拘束の廃止が実現されるよう、現場の意識改革や、ケアの質の向上などを目指した「身体拘束ゼロ作戦」を引き続き推進する。

ウ 痴呆性高齢者支援対策の推進

今後急増が見込まれる痴呆性高齢者に対する支援を図るため、痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)の整備を引き続き推進する。

また、痴呆介護の質の向上を目指し、全国3か所の「高齢者痴呆介護研究センター」において、質の高い介護技術の理論化に向けた学際的な共同研究、都道府県等で痴呆介護に関し指導的な立場にある者等に対する研修を実施し、痴呆介護の専門職員等の育成、資質の向上に努めていく。

(4) 高齢者医療制度の改革

高齢者医療制度の改革について、平成14年3月、第154回国会に提出した健康保険法等の改正法案の成立に努め、成立後においては、改正法の周知及び円滑な施行を図る。

(5) 子育て支援施策の総合的推進

子供を持つこと、育てることそのものに大きな価値があるということを基本に、子育てを社会全体で支援していくため、「少子化対策推進基本方針〔平

成11年12月少子化対策推進関係閣僚会議決定)及び「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)(11年12月大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意)に基づき、子育て支援施策を引き続き総合的・計画的に推進する。

また、「仕事と子育ての両立支援策の方針について(平成13年7月閣議決定)等に基づき、保育所待機児童ゼロ作戦、幼稚園における子育て支援の充実、放課後児童の受入れ体制の整備等を推進する。

さらに、平成14年度からは、コミュニティ施設活用商店街活性化事業により、商店街振興組合、社会福祉法人、NPO法人(特定非営利活動法人)等が

商店街の空き店舗を活用して保育所、一時保育、地域子育て支援センター等の保育施設を設置・運営する際に支援を行う。

(6) 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努める。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進を内容とする地域福祉計画の策定を支援する。

3 学習・社会参加

(1) 生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

(ア) 生涯学習の推進体制の整備

地方公共団体における生涯学習担当部局、都道府県生涯学習審議会、生涯学習推進会議の設置を引き続き促進する。

また、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)に基づく生涯学習振興体制の整備等に係る助言等を行う。

(イ) 生涯学習の基盤の整備

地域住民が高度で体系的な学習機会を享受できるよう、市町村や地域の様々な生涯学習関連機関との連携・協力を図る都道府県の生涯学習推進センターの整備を促進する。

生涯学習情報提供事業として、生涯学習情報を全国的に提供する事業を引き続き推進するとともに、普及・啓発事業として、全国生涯学習フェステ

ィバルを開催する。

また、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成、確保等を図る。

(ウ) 学習成果の適切な評価の促進

高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程(専門学校)卒業者等に対して学位授与等を行う。

イ 学校における多様な学習機会の確保

(ア) 初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や、高齢

者との交流活動等を含む体験活動の充実を図る。

また、新学習指導要領において、ボランティア活動や高齢者との交流を行うこととするなど、内容の改善を図っており、その円滑な実施に努める（小・中学校は平成14年度、高等学校は15年度より実施）。

（イ）高等教育機関における

社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、大学公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供する。

放送大学においては、衛星放送を含めテレビ・ラジオの放送を利用して大学教育の機会を提供する。また、大学院学生受入れを行う。

（ウ）学校機能・施設の地域への開放

改訂された小・中学校施設整備指針に基づき、学校・家庭・地域と連携した学校施設の整備や住民の学習活動への利用にも配慮した施設整備を促すとともに、学校開放を行うための施設整備に対し補助を行う。

また、小・中学校の余裕教室について、引き続き積極的に社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの活用を図り、地域住民の学習活動にも資するよう、地方公共団体を促す。

ウ 多様な学習機会の提供

（ア）社会教育の振興

最近の度重なる青少年の問題行動の背景にある地域や家庭の教育力の低下、地域住民の情報リテラシーの育成、男女共同参画社会の形成、高齢者教育などの課題について、地域住民が身近な

問題として関心を持ち、地域社会全体で課題解決に取り組むことができるよう、行政とNPO（非営利活動団体）を始めとする民間団体との連携による地域学習活動に対し新たに補助を行う。

また、様々な地域資源を活用した放課後や週末における子供の活動支援や高齢者等の幅広い世代とのふれあい交流支援、地域の協力による学校支援など、都道府県における地域の教育力活性化に向けた総合的な取組を推進する。

さらに、女性と男性が共に自立し、多様な働き方、生き方を実現するとともに、少子高齢化や男女共同参画の問題に柔軟に対応できるよう、家庭・地域における男女の共同参画を推進するための学習機会を整備する。

そのほか、高齢者の学習活動を支援するため、公立図書館等の社会教育施設に拡大読書器や点訳本作成機等の設備の整備費を補助する。

（イ）文化活動の推進

国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、音楽・演劇等の舞台芸術の巡回公演や国立美術館・博物館等の所蔵作品の巡回展等による芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、公立文化会館等に対する芸術文化情報の提供や施設職員のための研修の実施等、文化施設運営の支援などを通じて引き続き文化活動の活性化と定着を図る。

（ウ）スポーツ活動の推進

総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの育成の支援、スポーツ施設の整備、全国スポーツ・レクリエーション祭の開催等各種生涯スポーツ事業の実施、指導者の養成確保等を通じて生涯スポーツ活動の振興を図る。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを行うとともに、教育訓練給付金制度の活用により、勤労

者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自己啓発の取組を引き続き支援する。

(2) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者に軽易な就業機会等を確保・提供するシルバー人材センターにおいて、市区町村等の協力を得て、その会員の多様な社会参加活動を促進できるよう、助成を行う。

また、地域においてボランティア活動を始めとする社会参加活動を総合的に実施する老人クラブ活動に対し引き続き助成を行うとともに、高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、全国健康福祉祭(ねんりんピック)を10月に福島県で開催する。

さらに、全国高齢者社会参加フォーラムを開催する。

そのほか、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする方々などの高齢期を送るための参考となるよう、年齢にとらわれず生き生きとした生活(エイジレス・ライフ)を実践している高齢者、地域社会とのかかわりをもち続けながら積極的に社会参加活動を行っている高齢者グループ等についての活動事例を広く紹介する。

(イ) 高齢者の海外支援活動の推進

海外技術協力の一環として、豊富な知識、経験、技術を有し、かつ途上国の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年を海外に派遣するシニア海外ボランティア事業等を行う。

(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

観光資源が散在し、高齢者等でも歩いて回れる散策ルートを形成している地域を対象に、トイレ、観光案内所、休憩施設等の観光地のバリアフリー化を推進する。

また、高齢者が日常生活において適切に情報を得ることができるよう、テレビジョン放送における字

幕放送等の充実を図るため、字幕番組の制作技術の研究開発を行うとともに、字幕番組等の制作に対する助成を行う。

イ NPO等の活動基盤の整備

ボランティア活動の基盤の整備について、市区町村段階において行うボランティア活動入門講座の開催、情報誌の発行、登録・あっせん・相談、ボランティア活動拠点づくり支援等、都道府県・指定都市段階において行う社会人福祉活動体験事業、シニアボランティア団体の育成のための養成研修等、中央段階において行う都道府県等の担当者の研修、全国的な広報、啓発等の各段階におけるボランティアセンターの活動等を引き続き支援する。

青少年に社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の機会の充実を図ることを目的として、国・都道府県・市町村において、幅広い関係機関・団体と連携を図るための協議会を新たに組織するとともに、幅広い活動の情報提供、コーディネイトやコーディネーターの養成等を行う支援センターを設置し、学校教育と社会教育を通じた青少年の奉仕活動・体験活動の推進体制の整備、さらには18歳後の青年から高齢者に至るまでの奉仕活動を充実するための環境整備を図る。また、奉仕活動・体験活動に関する調査研究や全国的に普及啓発を行うための全国推進フォーラムを実施する。

また、ボランティア、NPOなどによる活動を通じて、市民が気軽に地域活動へ参画できる方策の充実を図るため、ボランティア国際年(平成13(2001)年)の取組を踏まえたボランティア活動活性化事業を展開する。

さらに、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく法人格付与や市民活動団体に関する実態調査等を通じて、引き続きNPOの活動を促進するための環境整備を図る。

4 生活環境

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

ア 良質な住宅の供給促進

(ア) 居住水準の向上

「第八期住宅建設五箇年計画（平成13年3月閣議決定、計画期間：13～17年度）に従い、居住水準の向上を図る。

また、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。）に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給の促進、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度、終身建物賃貸借制度及び持家のバリアフリー化を支援する特別な融資制度等の普及により高齢者の居住の安定確保を図る。

(イ) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、住宅金融公庫融資、年金資金運用基金融資及び勤労者財産形成持家融資を行うとともに、住宅ローン減税などの税制措置を講ずる。また、地方住宅供給公社等による分譲住宅の供給を実施する。

(ウ) 良質な民間賃貸住宅の

供給促進のための支援制度の活用等

未利用地の住宅用地としての有効利用と低質な賃貸住宅の建て替え促進を図るため、公的資金による低利融資、利子補給等の諸施策を実施する。

また、大都市地域において、高齢者等の土地資産を活用し、良質な賃貸住宅の供給を図るとともに、高齢者等の安定的収入の確保に資するため、シルバー賃貸住宅融資を行う。

(エ) 公共賃貸住宅の適切な供給

平成14年度内において、公営住宅については4

万7,000戸、公団賃貸住宅については8,500戸を供給する。

老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建て替え・改善を推進する。

(オ) 住宅市場の環境整備

「住宅市場整備行動計画（アクションプログラム）」に基づき、中古住宅市場、住宅リフォーム市場等の環境整備を図る。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

住宅金融公庫において、高齢者同居世帯等に対する住宅建設購入資金の割増貸付けを行うとともに、住まいひろがり特別融資（親族居住型）リレーローン（承継償還制度）を実施する。

(イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者居住法に基づく高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度の普及を図るとともに、登録を受けた賃貸住宅に入居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度及び登録を受けた賃貸住宅の共用部分のバリアフリー化に対して補助を行う制度により賃貸住宅の登録を促進する。

(ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、老人世帯向公営住宅の供給を行うとともに、50歳以上の者の単身入居を認める。

公団賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

(ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)の普及など住宅のバリアフリー化施策を積極的に展開する。

また、高齢者居住法に基づく高齢者向け返済特例制度による住宅金融公庫融資等を実施する。

住宅金融公庫においては、高齢者に対応した構造・仕様等をあらかじめ備えた住宅に対して割増貸付けを行うとともに、住宅リフォーム時において高齢者用の設備設置を行う場合に割増貸付けを実施する。

(イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び公団賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。

この際、公営住宅、改良住宅の整備については、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について補助を行う。さらに、公団賃貸住宅において、エレベーター付き中層住宅の供給を推進する。

また、民間の土地所有者等が供給する、高齢者の身体機能の低下に配慮した設備・仕様を備えた高齢者向け優良賃貸住宅に対して建設費補助、家賃対策補助等を行い、平成14年度には2万1,000戸を供給する。

(ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を推進する。

また、多様化する住まいにおける高齢者の生活面・健康面での不安に対しより柔軟に対応できるよう、地域の関係者が連携しつつ、高齢者の安心を確保するために行う体制づくりに対する支援を行

う。

さらに、LSA(生活援助員)制度を拡充し、見守りサービスの対象となる住宅を拡大するとともに、公営住宅等においてLSA等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進する。

そのほか、公共賃貸住宅の建て替えに際して社会福祉施設等の併設を原則化し、生活拠点の形成を図る。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、人にやさしいまちづくり事業を実施するほか、健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業を実施する。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

(ア) 交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)の普及を図り、地方公共団体による基本構想の作成や公共交通事業者等による取組を促進する。

(イ) ガイドライン等の策定

利用者にとってより望ましい形で公共交通機関のバリアフリー化が進むよう、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」を始めとする各種ガイドラインの普及を図る。

(ウ) 公共交通機関の

バリアフリー化に対する支援

高齢者の移動の円滑化を図るため、駅・空港等の公共交通ターミナルのエレベーター・エスカレータ

一の設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入などにより公共交通機関のバリアフリー化を推進する。

鉄道駅、旅客船ターミナル、空港におけるエレベーター・エスカレーター等バリアフリー施設の整備については、補助や日本政策投資銀行等による融資による支援を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーター・エスカレーターの設置について、税制上の特例措置を講じる。

また、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策投資銀行等による融資を行うほか、ノンステップバス、リフト付バス・タクシー、スロープ付タクシー、低床型路面電車の導入について、税制上の特例措置を講じる。

さらに、鉄道の相互乗入れ、直通化などの乗継円滑化事業に対し補助を行うとともに、税制上の特例措置を講じる。

そのほか、狭軌の路面電車の超低床を実現するため、低床型路面電車（LRT）の狭軌超低床化に関する技術開発を支援する。

（エ）交通バリアフリーのためのソフト面の取組

国民一人一人が交通バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、誰もが高齢者等に対し、自然に快くサポートできるよう、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「バリアフリー教室」を実施するなどソフト面での取組を推進する。

（オ）歩行空間の形成

高齢者が交通量の多い道路でも安全、快適に、また不便なく横断・歩行できるよう、高齢者等感応信号機や音響信号機等のバリアフリー対応型信号機の設置、歩行者等支援情報システム（PICS）の今後の整備の方針の策定、幅の広い歩道等の整備、段差の切下げ、視覚障害者誘導用ブロック等の整備、上下移動の負担を軽減するためのスロープや

昇降装置付きの立体横断施設の設置、歩行者用案内標識の設置等による歩行空間のバリアフリー化を面的に推進する。あわせて、自転車駐輪場の整備、電線類の地中化、駅前広場の整備、コミュニティ・ゾーン形成事業等を行い、良好な歩行空間の形成を行う。

また、平成14年度からは、交通安全施設等整備事業において採択基準を改正し、歩行空間のバリアフリー化に資する施設整備への補助を充実する。

さらに、積雪や凍結による冬期特有のバリアに対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要なところにおいて、歩道除雪の充実、消雪施設等の整備を図る。

（カ）道路交通環境の整備

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、付加車線（ゆずりあい車線）の整備、道路照明の増設、道路標識等の大型化、高輝度化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等、道路交通環境の整備を推進する。

ウ 建築物・公共施設等の改善

建築物のバリアフリー化を一層強力に推進していくため、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。）について、一定の用途及び規模の特定建築物についてバリアフリー対応の義務付けの創設及び努力義務の対象の拡大、容積率特例制度を始めとする認定建築物に対する支援措置の拡大等を内容とする改正法案の成立を図る。同法成立後においては、日本政策投資銀行等による政策融資について、ハートビル法改正により新たに努力義務対象に追加された用途・工事への適用範囲の拡大、既存建

建築物のバリアフリー化改修工事に係る適用金利、融資比率の拡充を行う。

また、平成13年度の検討成果に法改正内容等を加味して新たな建築設計標準を策定する。

官庁施設については、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口への自動ドア、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した官庁施設の整備を推進する。また、既存官庁施設のバリアフリー化を図るため、窓口業務を行う官署が入居する一定規模以上の低層庁舎については、エレベーターの設置を積極的に推進する。

また、都市公園においては、高齢者等の利用に配慮し、公園内のバリアフリー化を推進する。

簡易保険加入者福祉施設において、全面改築する施設について、客室、浴場等の施設トータルのバリアフリー化を図る。

エ 福祉施策との連携

高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行う。

また、福祉・医療施設の整備と連携して計画的に健康福祉の都市づくりを推進するため、高齢者等がリハビリや健康づくりを行うことができる健康運動施設等を備え、福祉・医療施設と一体となった公園の整備等を推進する。

さらに、病院、老人施設等が近接する河川について、川岸を憩いの場として高齢者等が利用できるよう、スロープや休憩施設を設けるなどの環境整備を行う。

そのほか、医療・福祉施設等の公共施設の共同利用・整備等による地域づくりを推進するための道路整備に対する支援を行う。

農山漁村においては、ほ場整備による福祉施設

の用地の創出、農園等との一体的整備を行う。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

「高齢者の交通安全総合対策について（昭和63年9月交通対策本部決定）」「今後の高齢者の交通安全対策の推進について（平成4年9月高齢者交通安全対策推進会議決定）」「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画（8年12月閣議決定、10年1月改定、計画期間：8～14年度）及び」第7次交通安全基本計画（13年3月中央交通安全対策会議決定、計画期間：13～17年度）に基づき、高齢者の加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響、交通事故実態等の調査分析等に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育を行うほか、高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）の養成、各種の普及啓発活動の推進などにより、高齢者への交通安全意識の普及徹底を図る。また、高齢者講習の実施、更新時講習における高齢者学級等の充実、高齢ドライバーに対する適性診断の徹底等、高齢者の安全運転対策等を引き続き推進する。さらに、夜間における交通事故防止を図るため、視認性の高い衣服の着用及び反射材用品の普及を促進するとともに、地方公共団体、福祉関係者等と連携し、地域ぐるみでの高齢者交通事故防止活動を推進する。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者を犯罪や事故から保護するため、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、痴呆症等によってはいかに高齢者を発見、保護する体制づくりを地方公共団体等と協力して推進する。

また、高齢者を対象とする悪質商法等の取締り

を推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する啓発・広報、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談を行う。

そのほか、全国で高齢化が進んでいる90地区を「平成14年度長寿社会対策パイロット地区」に指定し、これらの活動を強化する。

さらに、高齢者に対する虐待等の人権侵犯事件の発生を防止するための人権思想の普及・啓発及び人権相談体制の充実に努めるほか、人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その予防及び被害の救済に努める。

ウ 防災施策の推進

災害時については、高齢者が大きな被害を受けやすいことを踏まえ、病院、老人ホーム等の施設を守る土砂災害対策の重点的な実施、高齢化率の特に高い地域等が激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を図る。

消防機関においては、「新たな住宅防火対策の推進について（平成13年4月消防庁長官通知）」に基づき、高齢者の火災による死者数の大幅な低減を目的とした住宅防火対策を推進する。また、防災基盤整備事業に基づき災害弱者消防緊急通報システムの普及に努める。

（４）快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

「都市公園等整備七箇年計画（平成8年12月閣議決定、10年1月改定、計画期間：8～14年度）」に基づき、歩いて行ける範囲の公園の整備率を計画期間中に約65%とすることなどを目標に、引き続き都市公園等の計画的な整備を行う。

また、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たしている河川、海岸、港湾等の水辺空間においては、散策路、緑地、植栽帯、人々が憩うための利便施設等の整備を行う。

イ 活力ある農山漁村の形成

（ア）高齢者の能力発揮のための条件整備
食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく「食料・農業・農村基本計画（12年3月閣議決定）」を踏まえ、地域農業マスタープランの策定に対する補助を行うとともに、高齢者の能力発揮のための高齢者農業活動支援施設等の整備などを行う。

また、農村高齢者の農業関係活動や地域活動への取組を推進するため、都市の高齢者も交えたワークショップの開催等を行うほか、平成14年度からは世代間の交流も推進するなど、高齢者の自立的活動を促進する。また、高齢者の持つ経験や能力をいかし、森林の利用に関する社会参画を促進するため、森林環境教育活動の企画運営者研修や指導者情報の提供などを行う。

さらに、高齢農業者等が効果的にIT（情報通信技術）を習得するためのカリキュラム・教材等の開発・実証等を新たに行う。

（イ）新たな担い手の定着及び育成確保の推進

地域の次代を担う若年層の定着化を図るため、地域の基幹産業の振興、多様な就業機会の確保に取り組む。

また、新たな担い手の育成確保を図るため、啓発活動、就業相談、研修等を実施するとともに、農業・林業・水産業に新たに就業する際の準備資金や研修資金の貸付けを行う。

（ウ）生活環境の整備の推進

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図る。

また、高齢者福祉施策との連携を図りつつ、農山漁村における公共施設のバリアフリー化等の整備などを行う。

そのほか、市町村のイニシアティブの下、地域全体の振興計画に基づき、都市と漁村が共生・交流する活力ある社会を実現するため、生活環境、交

流、情報通信等の社会基盤の整備を地域特性等に応じて実施し、高齢者等がいきいきと暮らしやすい漁村コミュニティづくりを推進する。

5 調査研究等の推進

(1) 各種の調査研究等の推進

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

ライフサイエンス分野の「分野別推進戦略（平成13年9月総合科学技術会議決定）」に基づき、活力ある長寿社会の実現に向けた調査研究を推進する。

メディカル・フロンティア戦略や長寿科学総合研究事業において研究を推進し、特に、悪性新生物（がん）及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、痴呆及び骨折について、ゲノム科学やタンパク質科学などを用いた治療技術・新薬の研究や自己修復能力を用いた再生医療の実現のための研究など先端科学技術を重点的に振興するほか、これらの基礎研究の成果を臨床に応用していくための研究、これらにより効果的な保健医療技術確立するための研究等を推進する。また、老化分野、老年病分野のほかに社会科学分野、支援機器等の調査研究を進める。

がんについては、本態解明の研究の充実に加え、がん克服を主眼とした臨床や予防研究を重点的に行う。さらに、がん研究の中長期的な方策についての検討を行う。

生活習慣病や慢性疾患については、画期的・独創的な新薬の開発に向けて、創薬等ヒューマンサイエンス総合研究事業等を行う。また、生活習慣病の克服に資する、関連遺伝子の探索や機能解明研究を拡充する。

アルツハイマー病などの神経変性疾患について、関連遺伝子の探索や機能解明研究、失われた脳

機能の回復を目指した研究を拡充する。

また、平成14年度からは、我が国の研究開発能力を結集して5年間で3,000種以上のタンパク質の基本構造・機能の解析を行い、ゲノム情報を活用した効率的な創薬の実現を目指すプロジェクトや、テーラーメイド医療（個人に合った副作用のない医療）を実現するための基盤整備を行うほか、大学等の研究機関における基礎的な研究成果を適切に社会に還元するための橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）等を推進する。

さらに、高齢社会に対応し健康増進に寄与する食品の開発を促進するため、新たに、バイオマーカー（酵素や細胞等を使用した簡易な指標）や遺伝子情報等を活用した低コストで効率的な食品機能性の評価技術及び新規健康志向食品の製造技術の開発支援を行う。

イ 福祉用具等の研究開発

福祉用具及び医療機器については、医療や福祉に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、短期間で開発可能な福祉機器の民間による開発の支援等を行う。

ウ ユニバーサルデザインの生活用品等の研究開発

高齢者を含め誰にとっても、より安心・安全で、また識別・操作等もしやすく、快適な生活用品、生活基盤、システム等の開発を支援する観点から、個々の人間のレベルでの様々な行動を計測し、理解・蓄積することにより、人間と製品・環境の適合性を

客観的に解析し、個々の人間の行動特性に製品・環境を適合させる基盤技術の研究開発を行う。

また、ユニバーサルデザインの生活用品等が円滑に提供される環境を整備するため、NPOの役割等についての調査研究を実施する。

エ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等の様々な障害に対応した通信・放送システムの研究開発を行うとともに、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発及び、身体障害者向けの通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対する助成を行う。

また、情報通信技術を用いて日常生活支援や社会参加促進を目指すコミュニケーションケア技術の研究開発及び効率的な福祉サービスの提供と高齢者等の自立・社会参加を可能とする情報通信システムの研究開発を行う。

さらに、最先端の情報通信技術等を用いて、ドライバーへの危険警告や運転補助等を可能とし、高齢者等の安全快適な移動に資するITS(高度道路交通システム)の研究開発を推進する。

そのほか、携帯電話等の簡易無線端末を活用し、鉄道駅等の交通ターミナル内での案内サービ

スや、自動警報等、移動制約者の公共交通機関の利用を支援する簡易かつ安価なシステムモデルの研究開発を行う。

(2) 調査研究等の基盤の整備

ア 研究推進体制等の整備

長寿医療研究センター等において老人性痴呆の研究等を推進する。

また、高齢者に特有の疾病や生活習慣病の克服に関する研究の推進に不可欠な生物遺伝資源の戦略的な収集、開発、保存、提供体制を整備するなど、研究支援体制の充実を図る。

独立行政法人製品評価技術基盤機構においては、高齢者の加齢による視力、聴力、筋力等身体機能の低下状況等についての計測評価手法を確立するとともに、データベースを構築する。

イ 人材の養成等

「ポストドクター等1万人支援計画」に基づき、日本学術振興会の特別研究員制度、海外特別研究員制度、外国人特別研究員制度等を活用して、創造的で優れた研究者の養成を図る。

また、国民の保健医療、福祉等に関する厚生科学研究推進事業において、若手研究者(リサーチ・レジデント)育成等を行う。